

全国家庭福祉施策担当係長会議 [指導係説明資料（別冊）]

【参考資料】

- (資料14) 児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進についての一部改正
新旧対照表（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (資料15) 児童養護施設等の小規模なグループによるケアの推進における
実施指針一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

平成22年3月17日（水）
厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

(資料14) 児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進についての一部改正新旧対照表(案)

新	旧
<p style="text-align: right;">雇児発第0330008号 平成17年3月30日</p> <p style="text-align: right;">【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403021号 【一部改正】平成20年6月27日雇児発第0627003号 【一部改正】平成22年 月 日雇児発第 号</p> <p>都道府県知事 各 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について</p> <p>近年、児童養護施設等には、虐待を受けた子ども等の入所が増加しつつあるが、虐待を受けた子ども等が他者との関係性を回復させることや愛着障害を起こしている子どものケアには、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供していくことが重要とされている。</p> <p>このため、児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備するため、別紙1から4の通り、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の各施設における小規模グループケア実施要綱を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>なお、平成16年5月6日雇児発第0506002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設のケア形態の小規模化の推進について」は、本通知の施行に伴い廃止する。</p> <p>おって、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第0330008号 平成17年3月30日</p> <p style="text-align: right;">【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403021号 【一部改正】平成20年6月27日雇児発第0627003号</p> <p>都道府県知事 各 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について</p> <p>近年、児童養護施設等には、虐待を受けた子ども等の入所が増加しつつあるが、虐待を受けた子ども等が他者との関係性を回復させることや愛着障害を起こしている子どものケアには、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供していくことが重要とされている。</p> <p>このため、児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備するため、別紙1から4の通り、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の各施設における小規模グループケア実施要綱を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>なお、平成16年5月6日雇児発第0506002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設のケア形態の小規模化の推進について」は、本通知の施行に伴い廃止する。</p> <p>おって、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>

新	旧
<p>(別紙1)</p> <p style="text-align: center;">児童養護施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 職員</p> <p>小規模グループケアによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。</p> <p><u>なお、以下のいずれかに該当する場合には、管理宿直等職員を1名加配することができる。</u></p> <p><u>①定員40人以下の施設。</u></p> <p><u>②小規模グループケアを新設する施設。ただし、新設した年度から3か年を限度とする。</u></p> <p>7. ～8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等 (略)</p>	<p>(別紙1)</p> <p style="text-align: center;">児童養護施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 職員</p> <p>小規模グループケアによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。</p> <p>7. ～8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等</p> <p>小規模グループによるケアを実施しようとする者(職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。)は、都道府県知事(指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。</p> <p>なお、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)民生主管部(局)長は、当該年度の4月末日までに別添様式1により、この申請及び指定の結果</p>

新	旧
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 1 本体施設について、2 小規模グループケアまで指定できること。 <u>ただし、以下①～③のすべてに該当する場合は3 小規模グループケアまで指定できること。</u></p> <p><u>①小規模グループケアを5年以上本実施要綱に準じた形で実施している施設。</u></p> <p><u>②1 本体施設について、すでに2 小規模グループケアの指定を受けている施設。</u></p> <p><u>③都道府県が当該施設の設備、職員配置等を勘察し、小規模グループケアに関する研修を継続して実施できる主要受け入れ施設として適当であると認めた施設。</u></p> <p><u>なお、毎年度、研修を希望する施設のニーズ等を勘察し、各都道府県ごとに、施設種別（児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設）を通じて1 施設指定できること。ただし、各都道府県ごとに、施設種別を通じた総施設数が20 施設を超える場合は、必要に応じさらに1 施設指定できること。以下、同様に30 施設増える毎にさらに1 施設指定できること。</u></p> <p>(3) ～ (5) (略)</p>	<p>を、また、実施状況については、翌年度4 月末日までに別添様式2 により、当局家庭福祉課長まで報告すること。</p> <p>(1) 当該施設において「児童福祉施設最低基準」（昭和23 年1 月29 日厚生省令第63 号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>(2) 1 本体施設について、2 小規模グループケアまで指定できること。</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p>

(別紙) 小規模グループケア実施要綱別添様式 1 新旧対照表 (案)

新	旧												
<p>別添様式 1</p> <p style="text-align: right;">番 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p> <p style="text-align: center;">都 道 府 県 指 定 都 市 民生主管部 (局) 長 ㊤ 児童相談所設置市</p> <p>平成 年度児童養護施設における小規模グループケア指定状況について</p> <p>標記について、平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(別紙1)の「9 施設の指定等」に基づき報告する。</p> <p>1. 平成 年度児童養護施設の小規模グループケア指定状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">所管児童養護施設数</th> <th style="width: 30%;">小規模グループケア申請施設数 (注1)</th> <th style="width: 40%;">うち指定施設数 (注2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 都道府県市に申請があった施設の数を記入すること。 (注2) 都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を記入すること。 ()には、指定されたものの内、<u>研修の受け入れ施設として指定された施設の数</u>を記入すること。</p> <p>2. 平成 年度児童養護施設における小規模グループケア指定施設一覧 ...別紙</p>	所管児童養護施設数	小規模グループケア申請施設数 (注1)	うち指定施設数 (注2)			()	<p>別添様式 1</p> <p style="text-align: right;">番 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p> <p style="text-align: center;">都 道 府 県 指 定 都 市 民生主管部 (局) 長 ㊤ 児童相談所設置市</p> <p>平成 年度児童養護施設における小規模グループケア指定状況について</p> <p>標記について、平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(別紙1)の「9 施設の指定等」に基づき報告する。</p> <p>1. 平成 年度児童養護施設の小規模グループケア指定状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">所管児童養護施設数</th> <th style="width: 30%;">小規模グループケア申請施設数 (注1)</th> <th style="width: 40%;">うち指定施設数 (注2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 都道府県市に申請があった施設の数を記入すること。 (注2) 都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を記入すること。 ()には、指定されたものの内、<u>平成20年度までの経過措置がある施設の数</u>を記入すること。</p> <p>2. 平成 年度児童養護施設における小規模グループケア指定施設一覧 ...別紙</p>	所管児童養護施設数	小規模グループケア申請施設数 (注1)	うち指定施設数 (注2)			()
所管児童養護施設数	小規模グループケア申請施設数 (注1)	うち指定施設数 (注2)											
		()											
所管児童養護施設数	小規模グループケア申請施設数 (注1)	うち指定施設数 (注2)											
		()											

(別紙) 別添様式 1 - 別紙新旧対照表 (案)

新					旧			
別紙 平成 年度児童養護施設における小規模グループケア指定施設一覧 (都道府県市名:)					別紙 平成 年度児童養護施設における小規模グループケア指定施設一覧 (都道府県市名:)			
番号	指定施設名	経営主体	小規模グループケア 事業開始年月日	指定グ ループ 数	番号	指定施設名	経営主体	小規模グループケア 事業開始年月日

※研修の受け入れ施設として指定された施設については、番号欄の番号に○を記入すること。

(別紙) 小規模グループケア実施要綱別添様式2新旧対照表(案)

新	旧												
<p>別添様式2</p> <p style="text-align: right;">番 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p> <p style="text-align: center;">都 道 府 県 指 定 都 市 児童相談所設置市</p> <p style="text-align: center;">民生主管部(局)長 ㊤</p> <p>平成 年度児童養護施設における小規模グループケア実施状況について</p> <p>標記について、平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(別紙1)の「9 施設の指定等」に基づき報告する。</p> <p>1. 平成 年度児童養護施設の小規模グループケア指定状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">所管児童養護施設数</th> <th style="width:45%;">小規模グループケア指定施設数(注)</th> <th style="width:30%;">うち研修の受け入れ施設数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を記入すること。</p> <p>2. 平成 年度児童養護施設における小規模グループケア指定施設別実績報告書</p> <p style="text-align: right;">・・・別紙</p>	所管児童養護施設数	小規模グループケア指定施設数(注)	うち研修の受け入れ施設数				<p>別添様式2</p> <p style="text-align: right;">番 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p> <p style="text-align: center;">都 道 府 県 指 定 都 市 児童相談所設置市</p> <p style="text-align: center;">民生主管部(局)長 ㊤</p> <p>平成 年度児童養護施設における小規模グループケア実施状況について</p> <p>標記について、平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(別紙1)の「9 施設の指定等」に基づき報告する。</p> <p>1. 平成 年度児童養護施設の小規模グループケア指定状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">所管児童養護施設数</th> <th style="width:45%;">小規模グループケア指定施設数(注1)</th> <th style="width:30%;">うち経過措置のある施設数(注2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を記入すること。 (注2) 指定された施設のうち、平成20年度までの経過措置がある施設の数を記入すること。</p> <p>2. 平成 年度児童養護施設における小規模グループケア指定施設別実績報告書</p> <p style="text-align: right;">・・・別紙</p>	所管児童養護施設数	小規模グループケア指定施設数(注1)	うち経過措置のある施設数(注2)			
所管児童養護施設数	小規模グループケア指定施設数(注)	うち研修の受け入れ施設数											
所管児童養護施設数	小規模グループケア指定施設数(注1)	うち経過措置のある施設数(注2)											

(新)

別紙

平成 年度 児童養護施設における小規模グループケア施設別実績報告書

(都道府県市名:)

施設名	入所定員(暫定定員)	人()人
経営主体	入所児童数(年度当初)	人
運営形態	(いずれかに○) 本体施設内・本体施設外(徒歩 分又は自動車で 分)	
研修の実施について	受け入れ(延べ 人、回数 回)	送り出し(延べ 人、回数 回)
【小規模グループケアの設備等の状況】(設置されているものに○をつけること)		
・台所 ・食堂 ・浴室 ・便所 ・玄関(専用出入口) ・職員室		
・子どもの居室の内訳		
個室 室、2人部屋 室、3人部屋 室、4人部屋 室		
・専有面積(m ²)うち居室面積(m ²)		

【対象となる子どもの状況】

	年齢	性別	本体施設での入所期間	グループケア対象年月日
A児		男・女	年 月	
B児		男・女	年 月	
C児		男・女	年 月	
D児		男・女	年 月	
E児		男・女	年 月	
F児		男・女	年 月	

(注)年度当初の状況を記入すること。年度途中からの実施の場合は、事業開始時点の状況を記入すること。

【備考】

(小規模グループケアの実施状況について)

(研修の実施について)

(記入上の注意)

- ①備考欄には、本事業を実施したことによる成果、実施する上で苦労した点及び研修を実施した施設(受け入れ、送り出し)については、研修の実施について(期間、人数、研修内容等)等記入すること。(別紙でも可。)
- ②新規に事業を開始する場合は、小規模グループケアを含む平面図を参考に添付すること。

(旧)

別紙

平成 年度 児童養護施設における小規模グループケア施設別実績報告書

(都道府県市名:)

施設名	入所定員(暫定定員)	人()人
経営主体	入所している子どもの数(年度当初)	人
運営形態	(いずれかに○) 本体施設内・本体施設外(徒歩 分又は自動車で 分)	
経過措置の有無	(人数について) 経過措置あり(人で実施) ・ 経過措置なし	
(いずれかに○)	(設備について) 経過措置あり ・ 経過措置なし	
【小規模グループケアの設備等の状況】(設置されているものに○をつけること)		
・台所 ・食堂 ・浴室 ・便所 ・玄関(専用出入口) ・職員室		
・子どもの居室の内訳		
個室 室、2人部屋 室、3人部屋 室、4人部屋 室		
・専有面積(m ²)うち居室面積(m ²)		

【対象となる子どもの状況】

	年齢	性別	本体施設での入所期間	グループケア対象年月日
A児		男・女	年 月	
B児		男・女	年 月	
C児		男・女	年 月	
D児		男・女	年 月	
E児		男・女	年 月	
F児		男・女	年 月	

(注)年度当初の状況を記入すること。年度途中からの実施の場合は、事業開始時点の状況を記入すること。

【備考】

(記入上の注意)

- ①備考欄には、本事業を実施した効果、実施する上で苦労した点等を記入すること。(別紙でも可。)
- ②新規に事業を開始する場合は、小規模グループケアを含む平面図を参考に添付すること。

新	旧
<p>(別紙2)</p> <p>乳児院における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 職員 小規模グループケアによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。 <u>なお、以下のいずれかに該当する場合には、管理宿直等職員を1名加配することができる。</u> <u>①定員20人以下の施設。</u> <u>②小規模グループケアを新設する施設。ただし、新設した年度から3か年を限度とする。</u></p> <p>7. ～8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等 (略)</p>	<p>(別紙2)</p> <p>乳児院における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 職員 小規模グループケアによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。</p> <p>7. ～8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等 小規模グループによるケアを実施しようとする者(職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。)は、都道府県知事(指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)民生主管部(局)</p>

新	旧
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 1 本体施設について、2 小規模グループケアまで指定できること。 <u>ただし、以下①～③のすべてに該当する場合は3小規模グループケアまで指定できること。</u></p> <p><u>①小規模グループケアを5年以上本実施要綱に準じた形で実施している施設。</u></p> <p><u>②1 本体施設について、すでに2小規模グループケアの指定を受けている施設。</u></p> <p><u>③都道府県が当該施設の設備、職員配置等を勘案し、小規模グループケアに関する研修を継続して実施できる主要受け入れ施設として適当であると認めた施設。</u></p> <p><u>なお、毎年度、研修を希望する施設のニーズ等を勘案し、各都道府県ごとに、施設種別（児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設）を通じて1施設指定できること。ただし、各都道府県ごとに、施設種別を通じた総施設数が20施設を超える場合は、必要に応じさらに1施設指定できること。以下、同様に30施設増える毎にさらに1施設指定できること。</u></p> <p>(3) ~ (5) (略)</p>	<p>長は、当該年度の4月末日までに別添様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別添様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。</p> <p>(1) 当該施設において「児童福祉施設最低基準」（昭和23年12月29日厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>(2) 1 本体施設について、2 小規模グループケアの指定とすること。</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p>

(別紙) 小規模グループケア実施要綱別添様式1新旧対照表(案)

新	旧												
<p>別添様式1</p> <p style="text-align: right;">番 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p> <p style="text-align: center;">都 道 府 県 指 定 都 市 民生主管部(局)長 ㊦ 児童相談所設置市</p> <p style="text-align: center;">平成 年度乳児院における小規模グループケア指定状況について</p> <p>標記について、平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(別紙1)の「9 施設の指定等」に基づき報告する。</p> <p>1. 平成 年度乳児院の小規模グループケア指定状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">所管乳児院数</th> <th style="width: 35%;">小規模グループケア申請施設数 (注1)</th> <th style="width: 40%;">うち指定施設数 (注2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 都道府県市に申請があった施設の数を記入すること。 (注2) 都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を記入すること。 <u>()には、指定されたものの内、研修の受け入れ施設として指定された施設の数を記入すること。</u></p> <p>2. 平成 年度乳児院における小規模グループケア指定施設一覧</p> <p style="text-align: right;">...別紙</p>	所管乳児院数	小規模グループケア申請施設数 (注1)	うち指定施設数 (注2)			()	<p>別添様式1</p> <p style="text-align: right;">番 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p> <p style="text-align: center;">都 道 府 県 指 定 都 市 民生主管部(局)長 ㊦ 児童相談所設置市</p> <p style="text-align: center;">平成 年度乳児院における小規模グループケア指定状況について</p> <p>標記について、平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(別紙1)の「9 施設の指定等」に基づき報告する。</p> <p>1. 平成 年度乳児院の小規模グループケア指定状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">所管乳児院数</th> <th style="width: 35%;">小規模グループケア申請施設数 (注1)</th> <th style="width: 40%;">うち指定施設数 (注2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 都道府県市に申請があった施設の数を記入すること。 (注2) 都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を記入すること。</p> <p>2. 平成 年度乳児院における小規模グループケア指定施設一覧</p> <p style="text-align: right;">...別紙</p>	所管乳児院数	小規模グループケア申請施設数 (注1)	うち指定施設数 (注2)			
所管乳児院数	小規模グループケア申請施設数 (注1)	うち指定施設数 (注2)											
		()											
所管乳児院数	小規模グループケア申請施設数 (注1)	うち指定施設数 (注2)											

(別紙) 別添様式 1 - 別紙新旧対照表 (案)

新					旧			
別紙 平成 年度乳児院における小規模グループケア指定施設一覧 (都道府県市名：)					別紙 平成 年度乳児院における小規模グループケア指定施設一覧 (都道府県市名：)			
番号	指定施設名	経営主体	小規模グループケア 事業開始年月日	指定グ ループ 数	番号	指定施設名	経営主体	小規模グループケア 事業開始年月日

※研修の受け入れ施設として指定された施設については、番号欄の番号に○を記入すること。

(別紙) 小規模グループケア実施要綱別添様式2新旧対照表(案)

新	旧										
<p>別添様式2</p> <p style="text-align: right;">番 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p> <p style="text-align: center;">都 道 府 県 指 定 都 市 民生主管部(局)長 ㊦ 児童相談所設置市</p> <p>平成 年度乳児院における小規模グループケア実施状況について</p> <p>標記について、平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(別紙1)の「9 施設の指定等」に基づき報告する。</p> <p>1. 平成 年度乳児院の小規模グループケア指定状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width:20%;">所管乳児院数</td> <td style="width:40%;">小規模グループケア指定施設数(注)</td> <td style="width:40%; text-align: center;">うち研修の受け入れ施設数</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。</p> <p>2. 平成 年度乳児院における小規模グループケア指定施設別実績報告書 ・・・別紙</p>	所管乳児院数	小規模グループケア指定施設数(注)	うち研修の受け入れ施設数				<p>別添様式2</p> <p style="text-align: right;">番 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p> <p style="text-align: center;">都 道 府 県 指 定 都 市 民生主管部(局)長 ㊦ 児童相談所設置市</p> <p>平成 年度乳児院における小規模グループケア実施状況について</p> <p>標記について、平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(別紙1)の「9 施設の指定等」に基づき報告する。</p> <p>1. 平成 年度乳児院の小規模グループケア指定状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width:20%;">所管乳児院数</td> <td style="width:80%;">小規模グループケア指定施設数(注)</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。</p> <p>2. 平成 年度乳児院における小規模グループケア指定施設別実績報告書 ・・・別紙</p>	所管乳児院数	小規模グループケア指定施設数(注)		
所管乳児院数	小規模グループケア指定施設数(注)	うち研修の受け入れ施設数									
所管乳児院数	小規模グループケア指定施設数(注)										

(新)	(旧)																																																																																																			
<p>別紙</p> <p>平成 年度 乳児院における小規模グループケア施設別実績報告書</p> <p style="text-align: right;">(都道府県市名:)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">施設名</td> <td style="width:40%;">入所定員(暫定定員)</td> <td style="width:40%;">人(人)</td> </tr> <tr> <td>経営主体</td> <td>入所児童数(年度当初)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">運営形態 (いずれかに○) 本体施設内・本体施設外(徒歩 分又は自動車で 分)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">研修の実施について(受け入れ(延べ 人、回数 回) 送り出し(延べ 人、回数 回))</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【小規模グループケアの設備等の状況】(設置されているものに○をつけること)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・台所 ・食堂 ・浴室 ・便所 ・玄関(専用出入口) ・職員室</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・子どもの居室の内訳</td> </tr> <tr> <td colspan="3">個室 室、2人部屋 室、3人部屋 室、4人部屋 室</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・専有面積(m²)うち居室面積(m²)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【対象となる子どもの状況】</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年齢</td> <td>性別</td> <td>本体施設での入所期間</td> <td>グループケア対象年月日</td> </tr> <tr> <td>A児</td> <td></td> <td>男・女</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B児</td> <td></td> <td>男・女</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C児</td> <td></td> <td>男・女</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D児</td> <td></td> <td>男・女</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">(注)年度当初の状況を記入すること。年度途中からの実施の場合は、事業開始時点の状況を記入すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="5">【備考】</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(小規模グループケアの実施状況について)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="height: 100px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="5">(研修の実施について)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="height: 100px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="5">(記入上の注意)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">①備考欄には、本事業を実施したことによる成果、実施する上で苦勞した点及び研修を実施した施設(受け入れ、送り出し)については、研修の実施について(期間、人数、研修内容等)を記入すること。(別紙でも可。)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">②新規に事業を開始する場合は、小規模グループケアを含む平面図を参考に添付すること。</td> </tr> </table>	施設名	入所定員(暫定定員)	人(人)	経営主体	入所児童数(年度当初)	人	運営形態 (いずれかに○) 本体施設内・本体施設外(徒歩 分又は自動車で 分)			研修の実施について(受け入れ(延べ 人、回数 回) 送り出し(延べ 人、回数 回))			【小規模グループケアの設備等の状況】(設置されているものに○をつけること)			・台所 ・食堂 ・浴室 ・便所 ・玄関(専用出入口) ・職員室			・子どもの居室の内訳			個室 室、2人部屋 室、3人部屋 室、4人部屋 室			・専有面積(m ²)うち居室面積(m ²)			【対象となる子どもの状況】				年齢	性別	本体施設での入所期間	グループケア対象年月日	A児		男・女	年 月		B児		男・女	年 月		C児		男・女	年 月		D児		男・女	年 月		(注)年度当初の状況を記入すること。年度途中からの実施の場合は、事業開始時点の状況を記入すること。					【備考】					(小規模グループケアの実施状況について)										(研修の実施について)										(記入上の注意)					①備考欄には、本事業を実施したことによる成果、実施する上で苦勞した点及び研修を実施した施設(受け入れ、送り出し)については、研修の実施について(期間、人数、研修内容等)を記入すること。(別紙でも可。)					②新規に事業を開始する場合は、小規模グループケアを含む平面図を参考に添付すること。				
施設名	入所定員(暫定定員)	人(人)																																																																																																		
経営主体	入所児童数(年度当初)	人																																																																																																		
運営形態 (いずれかに○) 本体施設内・本体施設外(徒歩 分又は自動車で 分)																																																																																																				
研修の実施について(受け入れ(延べ 人、回数 回) 送り出し(延べ 人、回数 回))																																																																																																				
【小規模グループケアの設備等の状況】(設置されているものに○をつけること)																																																																																																				
・台所 ・食堂 ・浴室 ・便所 ・玄関(専用出入口) ・職員室																																																																																																				
・子どもの居室の内訳																																																																																																				
個室 室、2人部屋 室、3人部屋 室、4人部屋 室																																																																																																				
・専有面積(m ²)うち居室面積(m ²)																																																																																																				
【対象となる子どもの状況】																																																																																																				
	年齢	性別	本体施設での入所期間	グループケア対象年月日																																																																																																
A児		男・女	年 月																																																																																																	
B児		男・女	年 月																																																																																																	
C児		男・女	年 月																																																																																																	
D児		男・女	年 月																																																																																																	
(注)年度当初の状況を記入すること。年度途中からの実施の場合は、事業開始時点の状況を記入すること。																																																																																																				
【備考】																																																																																																				
(小規模グループケアの実施状況について)																																																																																																				
(研修の実施について)																																																																																																				
(記入上の注意)																																																																																																				
①備考欄には、本事業を実施したことによる成果、実施する上で苦勞した点及び研修を実施した施設(受け入れ、送り出し)については、研修の実施について(期間、人数、研修内容等)を記入すること。(別紙でも可。)																																																																																																				
②新規に事業を開始する場合は、小規模グループケアを含む平面図を参考に添付すること。																																																																																																				

 別紙 平成 年度 乳児院における小規模グループケア施設別実績報告書 (都道府県市名:) | | | | | | |---|-------------------|-------|------------|-------------| | 施設名 | 入所定員(暫定定員) | 人(人) | | | | 経営主体 | 入所している子どもの数(年度当初) | 人 | | | | 運営形態 (いずれかに○) 本体施設内・本体施設外(徒歩 分又は自動車で 分) | | | | | | 【小規模グループケアの設備等の状況】(設置されているものに○をつけること) | | | | | | ・台所 ・食堂 ・浴室 ・便所 ・玄関(専用出入口) ・職員室 | | | | | | ・子どもの居室の内訳 | | | | | | 個室 室、2人部屋 室、3人部屋 室、4人部屋 室 | | | | | | ・専有面積(m ²)うち居室面積(m ²)及びほふく室面積(m ²) | | | | | | 【対象となる子どもの状況】 | | | | | | | 年齢 | 性別 | 本体施設での入所期間 | グループケア対象年月日 | | A児 | | 男・女 | 年 月 | | | B児 | | 男・女 | 年 月 | | | C児 | | 男・女 | 年 月 | | | D児 | | 男・女 | 年 月 | | | (注)年度当初の状況を記入すること。年度途中からの実施の場合は、事業開始時点の状況を記入すること。 | | | | | | 【備考】 | | | | | | | | | | | | (記入上の注意) | | | | | | ①備考欄には、本事業を実施した効果、実施する上で苦勞した点等を記入すること。(別紙でも可。) | | | | | | ②新規に事業を開始する場合は、小規模グループケアを含む平面図を参考に添付すること。 | | | | | |

新	旧
<p>(別紙3)</p> <p>情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 職員 小規模グループケアによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。 <u>なお、以下のいずれかに該当する場合には、管理宿直等職員を1名加配することができる。</u></p> <p>①定員40人以下の施設。 ②小規模グループケアを新設する施設。ただし、新設した年度から3か年を限度とする。</p> <p>7. ～8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等 (略)</p>	<p>(別紙3)</p> <p>情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 職員 小規模グループケアによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。</p> <p>7. ～8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等 小規模グループによるケアを実施しようとする者(職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。)は、都道府県知事(指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)民生主管部(局)</p>

新	旧
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 1 本体施設について、2 小規模グループケアまで指定できること。 <u>ただし、以下①～③のすべてに該当する場合は3 小規模グループケアまで指定できること。</u></p> <p><u>①小規模グループケアを5 年以上本実施要綱に準じた形で実施している施設。</u></p> <p><u>②1 本体施設について、すでに2 小規模グループケアの指定を受けている施設。</u></p> <p><u>③都道府県が当該施設の設備、職員配置等を勘案し、小規模グループケアに関する研修を継続して実施できる主要受け入れ施設として適当であると認めた施設。</u></p> <p><u>なお、毎年度、研修を希望する施設のニーズ等を勘案し、各都道府県ごとに、施設種別（児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設）を通じて1 施設指定できること。ただし、各都道府県ごとに、施設種別を通じた総施設数が20 施設を超える場合は、必要に応じさらに1 施設指定できること。以下、同様に30 施設増える毎にさらに1 施設指定できること。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>長は、当該年度の4 月末日までに別添様式1 により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4 月末日までに別添様式2 により、当局家庭福祉課長まで報告すること。</p> <p>(1) 当該施設において「児童福祉施設最低基準」（昭和23 年12 月29 日厚生省令第63 号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>(2) 1 本体施設について、2 小規模グループケアの指定とすること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>

(別紙) 小規模グループケア実施要綱別添様式1新旧対照表(案)

新	旧												
<p>別添様式1</p> <p style="text-align: right;">番 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p> <p style="text-align: right;">都 道 府 県 指 定 都 市 児童相談所設置市</p> <p style="text-align: right;">民生主管部(局)長 ㊤</p> <p>平成 年度情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア指定状況について</p> <p>標記について、平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(別紙1)の「9 施設の指定等」に基づき報告する。</p> <p>1. 平成 年度情緒障害児短期治療施設の小規模グループケア指定状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">所管情緒障害児短期治療施設数</th> <th style="width:33%;">小規模グループケア申請施設数(注1)</th> <th style="width:33%;">うち指定施設数(注2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 都道府県市に申請があった施設の数を入力すること。 (注2) 都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。 () には、指定されたものの内、<u>研修の受け入れ施設として指定された施設</u>の数を記入すること。</p> <p>2. 平成 年度情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア指定施設一覧</p> <p style="text-align: right;">・・・別紙</p>	所管情緒障害児短期治療施設数	小規模グループケア申請施設数(注1)	うち指定施設数(注2)			()	<p>別添様式1</p> <p style="text-align: right;">番 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p> <p style="text-align: right;">都 道 府 県 指 定 都 市 児童相談所設置市</p> <p style="text-align: right;">民生主管部(局)長 ㊤</p> <p>平成 年度情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア指定状況について</p> <p>標記について、平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(別紙1)の「9 施設の指定等」に基づき報告する。</p> <p>1. 平成 年度情緒障害児短期治療施設の小規模グループケア指定状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">所管情緒障害児短期治療施設数</th> <th style="width:33%;">小規模グループケア申請施設数(注1)</th> <th style="width:33%;">うち指定施設数(注2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 都道府県市に申請があった施設の数を入力すること。 (注2) 都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。 () には、指定されたものの内、<u>平成20年度までの経過措置がある施設</u>の数を記入すること。</p> <p>2. 平成 年度情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア指定施設一覧</p> <p style="text-align: right;">・・・別紙</p>	所管情緒障害児短期治療施設数	小規模グループケア申請施設数(注1)	うち指定施設数(注2)			()
所管情緒障害児短期治療施設数	小規模グループケア申請施設数(注1)	うち指定施設数(注2)											
		()											
所管情緒障害児短期治療施設数	小規模グループケア申請施設数(注1)	うち指定施設数(注2)											
		()											

(別紙) 別添様式 1 - 別紙新旧対照表 (案)

新					旧			
別紙 平成 年度情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア指定施設一覧 (都道府県市名:)					別紙 平成 年度情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア指定施設一覧 (都道府県市名:)			
番号	指定施設名	経営主体	小規模グループケア 事業開始年月日	指定グ ループ 数	番号	指定施設名	経営主体	小規模グループケア 事業開始年月日
※研修の受け入れ施設として指定された施設については、番号欄の番号に○を記入すること。								

(別紙) 小規模グループケア実施要綱別添様式2新旧対照表(案)

新	旧												
<p>別添様式2</p> <p style="text-align: right;">番 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p> <p style="text-align: right;">都 道 府 県 指 定 都 市 児童相談所設置市</p> <p style="text-align: right;">民生主管部(局)長 ㊦</p> <p>平成 年度情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア実施状況について</p> <p>標記について、平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(別紙1)の「9 施設の指定等」に基づき報告する。</p> <p>1. 平成 年度情緒障害児短期治療施設の小規模グループケア指定状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <th style="width:33%;">所管情緒障害児短期治療施設数</th> <th style="width:33%;">小規模グループケア指定施設数(注)</th> <th style="width:33%;">うち研修の受け入れ施設数</th> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。</p> <p>2. 平成 年度情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア施設別実績報告書</p> <p style="text-align: right;">・・・別紙</p>	所管情緒障害児短期治療施設数	小規模グループケア指定施設数(注)	うち研修の受け入れ施設数				<p>別添様式2</p> <p style="text-align: right;">番 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p> <p style="text-align: right;">都 道 府 県 指 定 都 市 児童相談所設置市</p> <p style="text-align: right;">民生主管部(局)長 ㊦</p> <p>平成 年度情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア実施状況について</p> <p>標記について、平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(別紙1)の「9 施設の指定等」に基づき報告する。</p> <p>1. 平成 年度情緒障害児短期治療施設の小規模グループケア指定状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <th style="width:33%;">所管情緒障害児短期治療施設数</th> <th style="width:33%;">小規模グループケア指定施設数(注1)</th> <th style="width:33%;">うち経過措置のある施設数(注2)</th> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注1) 都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。 (注2) 指定された施設のうち、平成21年度までの経過措置がある施設の数を入力すること。</p> <p>2. 平成 年度情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア施設別実績報告書</p> <p style="text-align: right;">・・・別紙</p>	所管情緒障害児短期治療施設数	小規模グループケア指定施設数(注1)	うち経過措置のある施設数(注2)			
所管情緒障害児短期治療施設数	小規模グループケア指定施設数(注)	うち研修の受け入れ施設数											
所管情緒障害児短期治療施設数	小規模グループケア指定施設数(注1)	うち経過措置のある施設数(注2)											

(新)	(旧)																																																												
別紙	別紙																																																												
平成 年度 情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア施設別実績報告書	平成 年度 情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア施設別実績報告書																																																												
(都道府県市名:)	(都道府県市名:)																																																												
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%;">施設名</td> <td style="width:25%;">入所定員(暫定定員)</td> <td style="width:25%;">人()</td> <td style="width:25%;">人()</td> </tr> <tr> <td>経営主体</td> <td>入所児童数(年度当初)</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td colspan="4">運営形態 (いずれかに○) 本体施設内・本体施設外(徒歩 分又は自動車で 分)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">研修の実施について</td> <td>受け入れ(延べ 人、回数 回)</td> <td>送り出し(延べ 人、回数 回)</td> </tr> </table>	施設名	入所定員(暫定定員)	人()	人()	経営主体	入所児童数(年度当初)		人	運営形態 (いずれかに○) 本体施設内・本体施設外(徒歩 分又は自動車で 分)				研修の実施について		受け入れ(延べ 人、回数 回)	送り出し(延べ 人、回数 回)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%;">施設名</td> <td style="width:25%;">入所定員(暫定定員)</td> <td style="width:25%;">人()</td> <td style="width:25%;">人()</td> </tr> <tr> <td>経営主体</td> <td>入所している子どもの数(年度当初)</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td colspan="4">運営形態 (いずれかに○) 本体施設内・本体施設外(徒歩 分又は自動車で 分)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">経過措置の有無 (いずれかに○) 経過措置あり・経過措置なし</td> </tr> </table>	施設名	入所定員(暫定定員)	人()	人()	経営主体	入所している子どもの数(年度当初)		人	運営形態 (いずれかに○) 本体施設内・本体施設外(徒歩 分又は自動車で 分)				経過措置の有無 (いずれかに○) 経過措置あり・経過措置なし																															
施設名	入所定員(暫定定員)	人()	人()																																																										
経営主体	入所児童数(年度当初)		人																																																										
運営形態 (いずれかに○) 本体施設内・本体施設外(徒歩 分又は自動車で 分)																																																													
研修の実施について		受け入れ(延べ 人、回数 回)	送り出し(延べ 人、回数 回)																																																										
施設名	入所定員(暫定定員)	人()	人()																																																										
経営主体	入所している子どもの数(年度当初)		人																																																										
運営形態 (いずれかに○) 本体施設内・本体施設外(徒歩 分又は自動車で 分)																																																													
経過措置の有無 (いずれかに○) 経過措置あり・経過措置なし																																																													
<p>【小規模グループケアの設備等の状況】(設置されているものに○をつけること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台所 ・食堂 ・浴室 ・便所 ・玄関(専用出入口) ・職員室 ・子どもの居室の内訳 <li style="padding-left: 20px;">個室 室、2人部屋 室、3人部屋 室、4人部屋 室 ・専有面積(m²)うち居室面積(m²) 	<p>【小規模グループケアの設備等の状況】(設置されているものに○をつけること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台所 ・食堂 ・浴室 ・便所 ・玄関(専用出入口) ・職員室 ・子どもの居室の内訳 <li style="padding-left: 20px;">個室 室、2人部屋 室、3人部屋 室、4人部屋 室 ・専有面積(m²)うち居室面積(m²) 																																																												
<p>【対象となる子どもの状況】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>年齢</th> <th>性別</th> <th>本体施設での入所期間</th> <th>グループケア対象年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A児</td> <td></td> <td>男・女</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B児</td> <td></td> <td>男・女</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C児</td> <td></td> <td>男・女</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D児</td> <td></td> <td>男・女</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>E児</td> <td></td> <td>男・女</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		年齢	性別	本体施設での入所期間	グループケア対象年月日	A児		男・女	年 月		B児		男・女	年 月		C児		男・女	年 月		D児		男・女	年 月		E児		男・女	年 月		<p>【対象となる子どもの状況】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>年齢</th> <th>性別</th> <th>本体施設での入所期間</th> <th>グループケア対象年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A児</td> <td></td> <td>男・女</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B児</td> <td></td> <td>男・女</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C児</td> <td></td> <td>男・女</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D児</td> <td></td> <td>男・女</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>E児</td> <td></td> <td>男・女</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		年齢	性別	本体施設での入所期間	グループケア対象年月日	A児		男・女	年 月		B児		男・女	年 月		C児		男・女	年 月		D児		男・女	年 月		E児		男・女	年 月	
	年齢	性別	本体施設での入所期間	グループケア対象年月日																																																									
A児		男・女	年 月																																																										
B児		男・女	年 月																																																										
C児		男・女	年 月																																																										
D児		男・女	年 月																																																										
E児		男・女	年 月																																																										
	年齢	性別	本体施設での入所期間	グループケア対象年月日																																																									
A児		男・女	年 月																																																										
B児		男・女	年 月																																																										
C児		男・女	年 月																																																										
D児		男・女	年 月																																																										
E児		男・女	年 月																																																										
<p>(注)年度当初の状況を記入すること。年度途中からの実施の場合は、事業開始時点の状況を記入すること。</p>	<p>(注)年度当初の状況を記入すること。年度途中からの実施の場合は、事業開始時点の状況を記入すること。</p>																																																												
<p>【備考】</p> <p>(小規模グループケアの実施状況について)</p> <p>(研修の実施について)</p>	<p>【備考】</p>																																																												
<p>(記入上の注意)</p> <p>①備考欄には、本事業を実施したことによる成果、実施する上で苦勞した点及び研修を実施した施設(受け入れ、送り出し)については、研修の実施について(期間、人数、研修内容等)等記入すること。(別紙でも可。)</p> <p>②新規に事業を開始する場合は、小規模グループケアを含む平面図を参考に添付すること。</p>	<p>(記入上の注意)</p> <p>①備考欄には、本事業を実施した効果、実施する上で苦勞した点等を記入すること。(別紙でも可。)</p> <p>②新規に事業を開始する場合は、小規模グループケアを含む平面図を参考に添付すること。</p>																																																												

新	旧
<p>(別紙4)</p> <p>児童自立支援施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 職員 小規模グループケアによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。 <u>なお、以下のいずれかに該当する場合には、管理宿直等職員を1名加配することができる。</u> <u>①定員40人以下の施設。</u> <u>②小規模グループケアを新設する施設。ただし、新設した年度から3か年を限度とする。</u></p> <p>7. ～8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等 (略)</p>	<p>(別紙4)</p> <p>児童自立支援施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 職員 小規模グループケアによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。</p> <p>7. ～8. (略)</p> <p>9. 施設の指定等 小規模グループによるケアを実施しようとする者(職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む。)は、都道府県知事(指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)民生主管部(局長は、当該年度の4月末日までに別添様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別添様式2により、当局</p>

新	旧
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 1 本体施設について、2 小規模グループケアまで指定できること。 <u>ただし、以下①～③のすべてに該当する場合は3 小規模グループケアまで指定できること。</u> <u>①小規模グループケアを5年以上本実施要綱に準じた形で実施している施設。</u> <u>②1 本体施設について、すでに2 小規模グループケアの指定を受けている施設。</u> <u>③都道府県が当該施設の設備、職員配置等を勘案し、小規模グループケアに関する研修を継続して実施できる主要受け入れ施設として適当であると認めた施設。</u> <u>なお、毎年度、研修を希望する施設のニーズ等を勘案し、各都道府県ごとに、施設種別（児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設）を通じて1 施設指定できること。ただし、各都道府県ごとに、施設種別を通じた総施設数が20 施設を超える場合は、必要に応じさらに1 施設指定できること。以下、同様に30 施設増える毎にさらに1 施設指定できること。</u></p> <p>(3) ～ (5) (略)</p>	<p>家庭福祉課長まで報告すること。</p> <p>(1) 当該施設において「児童福祉施設最低基準」（昭和23年12月29日厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>(2) 1 本体施設について、2 小規模グループケアの指定とすること。</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p>

(別紙) 小規模グループケア実施要綱別添様式1新旧対照表(案)

新	旧												
<p>別添様式1</p> <p style="text-align: right;">番 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p> <p style="text-align: right;">都 道 府 県 指 定 都 市 民生主管部(局)長 ㊦ 児童相談所設置市</p> <p>平成 年度児童自立支援施設における小規模グループケア指定状況について</p> <p>標記について、平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(別紙1)の「9 施設の指定等」に基づき報告する。</p> <p>1. 平成 年度児童自立支援施設の小規模グループケア指定状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <th style="width:25%;">所管児童自立支援施設数</th> <th style="width:25%;">小規模グループケア申請施設数(注1)</th> <th style="width:50%;">うち指定施設数(注2)</th> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> </table> <p>(注1) 都道府県市に申請があった施設の数を記入すること。 (注2) 都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を記入すること。 ()には、指定されたものの内、<u>研修の受け入れ施設</u>として指定された施設の数を記入すること。</p> <p>2. 平成 年度児童自立支援施設における小規模グループケア指定施設一覧</p> <p style="text-align: right;">・・・別紙</p>	所管児童自立支援施設数	小規模グループケア申請施設数(注1)	うち指定施設数(注2)			()	<p>別添様式1</p> <p style="text-align: right;">番 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p> <p style="text-align: right;">都 道 府 県 指 定 都 市 民生主管部(局)長 ㊦ 児童相談所設置市</p> <p>平成 年度児童自立支援施設における小規模グループケア指定状況について</p> <p>標記について、平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(別紙1)の「9 施設の指定等」に基づき報告する。</p> <p>1. 平成 年度児童自立支援施設の小規模グループケア指定状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <th style="width:25%;">所管児童自立支援施設数</th> <th style="width:25%;">小規模グループケア申請施設数(注1)</th> <th style="width:50%;">うち指定施設数(注2)</th> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> </table> <p>(注1) 都道府県市に申請があった施設の数を記入すること。 (注2) 都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を記入すること。 ()には、指定されたものの内、<u>平成20年度までの経過措置がある施設</u>の数を記入すること。</p> <p>2. 平成 年度児童自立支援施設における小規模グループケア指定施設一覧</p> <p style="text-align: right;">・・・別紙</p>	所管児童自立支援施設数	小規模グループケア申請施設数(注1)	うち指定施設数(注2)			()
所管児童自立支援施設数	小規模グループケア申請施設数(注1)	うち指定施設数(注2)											
		()											
所管児童自立支援施設数	小規模グループケア申請施設数(注1)	うち指定施設数(注2)											
		()											

(別紙) 別添様式 1 - 別紙新旧対照表 (案)

新					旧			
別紙 平成 年度児童自立支援施設における小規模グループケア指定施設一覧 (都道府県市名:)					別紙 平成 年度児童自立支援施設における小規模グループケア指定施設一覧 (都道府県市名:)			
番 号	指定施設名	経営主体	小規模グループケア 事業開始年月日	指定グ ループ 数	番 号	指定施設名	経営主体	小規模グループケア 事業開始年月日
※研修の受け入れ施設として指定された施設については、番号欄の番号に○を記入すること。								

(別紙) 小規模グループケア実施要綱別添様式2新旧対照表(案)

新	旧												
<p>別添様式2</p> <p style="text-align: right;">番 平成 年 月 日 号</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p> <p style="text-align: center;">都 道 府 県 指 定 都 市 児童相談所設置市</p> <p style="text-align: center;">民生主管部(局)長 ㊦</p> <p>平成 年度児童自立支援施設における小規模グループケア実施状況について</p> <p>標記について、平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(別紙1)の「9 施設の指定等」に基づき報告する。</p> <p>1. 平成 年度児童自立支援施設の小規模グループケア指定状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">所管児童自立支援施設数</th> <th style="width:25%;">小規模グループケア指定施設数 (注)</th> <th style="width:50%;">うち研修の受け入れ施設数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。</p> <p>2. 平成 年度児童自立支援施設における小規模グループケア施設別実績報告書</p> <p style="text-align: right;">・・・別紙</p>	所管児童自立支援施設数	小規模グループケア指定施設数 (注)	うち研修の受け入れ施設数				<p>別添様式2</p> <p style="text-align: right;">番 平成 年 月 日 号</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p> <p style="text-align: center;">都 道 府 県 指 定 都 市 児童相談所設置市</p> <p style="text-align: center;">民生主管部(局)長 ㊦</p> <p>平成 年度児童自立支援施設における小規模グループケア実施状況について</p> <p>標記について、平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(別紙1)の「9 施設の指定等」に基づき報告する。</p> <p>1. 平成 年度児童自立支援施設の小規模グループケア指定状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">所管児童自立支援施設数</th> <th style="width:25%;">小規模グループケア指定施設数 (注1)</th> <th style="width:50%;">うち経過措置のある施設数(注2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。 (注2) 指定された施設のうち、平成21年度までの経過措置がある施設の数を入力すること。</p> <p>2. 平成 年度児童自立支援施設における小規模グループケア施設別実績報告書</p> <p style="text-align: right;">・・・別紙</p>	所管児童自立支援施設数	小規模グループケア指定施設数 (注1)	うち経過措置のある施設数(注2)			
所管児童自立支援施設数	小規模グループケア指定施設数 (注)	うち研修の受け入れ施設数											
所管児童自立支援施設数	小規模グループケア指定施設数 (注1)	うち経過措置のある施設数(注2)											

(新)

(旧)

別紙

別紙

平成 年度 児童自立支援施設における小規模グループケア施設別実績報告書

平成 年度 児童自立支援施設における小規模グループケア施設別実績報告書

(都道府県市名:)

(都道府県市名:)

施設名	入所定員(暫定定員)	人()人
経営主体	入所児童数(年度当初)	人
運営形態	(いずれかに○) 本体施設内・本体施設外(徒歩 分又は自動車で 分)	
研修の実施について	受け入れ(延べ 人、回数 回)	送り出し(延べ 人、回数 回)
【小規模グループケアの設備等の状況】(設置されているものに○をつけること)		
・台所 ・食堂 ・浴室 ・便所 ・玄関(専用出入口) ・職員室		
・子どもの居室の内訳		
個室 室、2人部屋 室、3人部屋 室、4人部屋 室		
・専有面積(m ²)うち居室面積(m ²)		

施設名	入所定員(暫定定員)	人()人
経営主体	入所している子どもの数(年度当初)	人
運営形態	(いずれかに○) 本体施設内・本体施設外(徒歩 分又は自動車で 分)	
経過措置の有無	(いずれかに○) 経過措置あり・経過措置なし	
【小規模グループケアの設備等の状況】(設置されているものに○をつけること)		
・台所 ・食堂 ・浴室 ・便所 ・玄関(専用出入口) ・職員室		
・子どもの居室の内訳		
個室 室、2人部屋 室、3人部屋 室、4人部屋 室		
・専有面積(m ²)うち居室面積(m ²)		

【対象となる子どもの状況】

【対象となる子どもの状況】

	年齢	性別	本体施設での入所期間	グループケア対象年月日
A児		男・女	年 か月	
B児		男・女	年 か月	
C児		男・女	年 か月	
D児		男・女	年 か月	
E児		男・女	年 か月	
F児		男・女	年 か月	

	年齢	性別	本体施設での入所期間	グループケア対象年月日
A児		男・女	年 か月	
B児		男・女	年 か月	
C児		男・女	年 か月	
D児		男・女	年 か月	
E児		男・女	年 か月	

(注)年度当初の状況を記入すること。年度途中からの実施の場合は、事業開始時点の状況を記入すること。

(注)年度当初の状況を記入すること。年度途中からの実施の場合は、事業開始時点の状況を記入すること。

【備考】

(小規模グループケアの実施状況について)

【備考】

(研修の実施について)

(記入上の注意)

(記入上の注意)

①備考欄には、本事業を実施したことによる成果、実施する上で苦労した点及び研修を実施した施設(受け入れ、送り出し)については、研修の実施について(期間、人数、研修内容等)等記入すること。(別紙でも可。)

①備考欄には、本事業を実施した効果、実施する上で苦労した点等を記入すること。(別紙でも可。)

②新規に事業を開始する場合は、小規模グループケアを含む平面図を参考に添付すること。

②新規に事業を開始する場合は、小規模グループケアを含む平面図を参考に添付すること。

(資料15) 児童養護施設等の小規模なグループによるケアの推進における実施指針一部改正新旧対照表(案)

新	旧
<p style="text-align: right;">雇児福発第 0330001 号 平成 17 年 3 月 30 日</p> <p style="text-align: center;">【一部改正】平成 18 年 4 月 3 日雇児福発第 0403003 号 【一部改正】平成 22 年 月 日雇児福発第 号</p> <p>都道府県 各 民生主管部(局)長 殿 指定都市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p> <p style="text-align: center;">児童養護施設等の小規模なグループによるケアの推進における実施指針</p> <p>児童養護施設等の小規模なグループによるケアの推進については、平成 17 年 3 月 30 日雇児発第 0330008 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」(以下「小規模グループケア実施要綱」という。)によることとされているが、今般、別紙 1 から 4 のとおり、具体的な事項について指針を設け、平成 17 年 4 月 1 日から適用することとしたので、本指針に基づき、ケア形態の小規模化を推進されたい。</p> <p>なお、平成 16 年 5 月 6 日雇児福発第 0506001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知「児童養護施設の小規模なグループによるケアの推進における実施指針」は、本通知の施行に伴い廃止する。</p> <p>おって、本事業の実施にあたっては、昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号「児童福祉施設最低基準」を遵守すること。</p>	<p style="text-align: right;">雇児福発第 0330001 号 平成 17 年 3 月 30 日</p> <p style="text-align: center;">【一部改正】平成 18 年 4 月 3 日雇児福発第 0403003 号</p> <p>都道府県 各 民生主管部(局)長 殿 指定都市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p> <p style="text-align: center;">児童養護施設等の小規模なグループによるケアの推進における実施指針</p> <p>児童養護施設等の小規模なグループによるケアの推進については、平成 17 年 3 月 30 日雇児発第 0330008 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」(以下「小規模グループケア実施要綱」という。)によることとされているが、今般、別紙 1 から 4 のとおり、具体的な事項について指針を設け、平成 17 年 4 月 1 日から適用することとしたので、本指針に基づき、ケア形態の小規模化を推進されたい。</p> <p>なお、平成 16 年 5 月 6 日雇児福発第 0506001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知「児童養護施設の小規模なグループによるケアの推進における実施指針」は、本通知の施行に伴い廃止する。</p> <p>おって、本事業の実施にあたっては、昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号「児童福祉施設最低基準」を遵守すること。</p>

新	旧
<p>(別紙1)</p> <p style="text-align: center;">児童養護施設における小規模グループケア実施指針</p> <p>1. 設備等 小規模なグループによるケアを行う場合には、入所している子どもの日常生活に必要な居室、台所、居間、食堂、浴室及び便所等の設備を有していること及び専用の出入口が望ましいこと。</p> <p>(2) 削除</p> <p>2. 人数 (1) 小規模なグループによるケアは、原則6人とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3. 職員 (略)</p> <p>4. 留意事項 (1) (略)</p> <p>(2) <u>小規模グループケア実施要綱別紙4の9の(2)③「小規模グループケアに関する研修」は、以下の通りとすること。</u> <u>①研修の受け入れ施設は、おおむね3～4日程度以上で宿泊研修を含み、小規模グループケアに関する実践的な研修が実施できる体制が整っていること。</u> <u>②研修の実施に当たっては、都道府県、管内の研修受入施設等において、地域の実情等を勘案し、研修の受け入れ人数、研修期間、研修カリキュラム等を定め実施すること。その際、小規模グループケアに関する実践的な研修に加え、複数施設の職員を集めて行う事例研究を含む合同研修や都道府県等合同による広域研修等を含んでもよいこととする。</u></p>	<p>(別紙1)</p> <p style="text-align: center;">児童養護施設における小規模グループケア実施指針</p> <p>1. 設備等 <u>(1) 小規模なグループによるケアを行う場合には、入所している子どもの日常生活に必要な居室、台所、居間、食堂、浴室及び便所等の設備を有していること及び専用の出入口が望ましいこと。</u></p> <p><u>(2) (1)によりがたい場合(例えば、浴室がないなど)は、小規模グループの中で入所している子どもが相互交流できる場所を有する等設備上の工夫を行い、平成20年度までに、施設外でのケア又は施設の改修を行うことについての具体的な計画を提出するとともに、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)に申請し、指定された場合に実施できるものとする。</u></p> <p>2. 人数 (1) 小規模なグループによるケアは、原則6人とする。<u>ただし、平成20年度までは、個別的ケアが可能な場所を確保することができれば、15人まで認めることとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3. 職員 (略)</p> <p>4. 留意事項 (1) (略)</p>

新	旧
<p>③都道府県等は、研修の実施について、管内施設に対し、周知を図るとともにその参加の勧奨に努めること。</p> <p>④地域の実情や研修内容に応じて、一部通いの研修も対象として差し支えないこと。</p> <p>⑤いわゆる日帰りでの施設見学のみを実施するような研修は対象としない。</p> <p>⑥年度を通じて研修の実施がない場合は指定を取り消すこと。</p> <p>⑦研修に係る費用については、「子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)の運用について」(平成21年7月1日21文科初第6269号文部科学省初等中等教育局長通知及び雇児発0701第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業」(以下、「基金」という。)を活用して差し支えないこと。ただし、基金の活用については、事業実施期限までとすること。</p> <p>(3) 被虐待児個別対応職員を配置している児童養護施設にあつては、施設全体の虐待を受けた子どものケアを行うことが本務であるので、小規模グループケアによるケアに偏ることのないように留意すること。</p>	<p>(2) 被虐待児個別対応職員を配置している児童養護施設にあつては、施設全体の虐待を受けた子どものケアを行うことが本務であるので、小規模グループケアによるケアに偏ることのないように留意すること。</p>

新	旧
<p>(別紙2) 乳児院における小規模グループケア実施指針</p> <p>1. 設備等 (略)</p> <p>2. 人数 (略)</p> <p>3. 職員 (略)</p> <p>4. 留意事項</p> <p>(1) 小規模グループケア実施要綱別紙2の7の(2)「小規模なグループによるケアは、本体施設の敷地内の実施が望ましいが、職員間の連携が取れる範囲内であれば本体施設から離れた場所でも差し支えないもの」と規定しているが、これは、本体施設の職員ローテーションの中で実施が十分に可能であり、かつ、心理療法担当職員等が十分に子どものケアを行うことができる範囲内であること。</p> <p>(2) 小規模グループケア実施要綱別紙4の9の(2)③「小規模グループケアに関する研修」は、以下の通りとすること。</p> <p>①研修の受け入れ施設は、おおむね3～4日程度以上で宿泊研修を含み、小規模グループケアに関する実践的な研修が実施できる体制が整っていること。</p> <p>②研修の実施に当たっては、都道府県、管内の研修受入施設等において、地域の実情等を勘案し、研修の受け入れ人数、研修期間、研修カリキュラム等を定め実施すること。その際、小規模グループケアに関する実践的な研修に加え、複数施設の職員を集めて行う事例研究を含む合同研修や都道府県等合同による広域研修等を含んでもよいこととする。</p> <p>③都道府県等は、研修の実施について、管内施設に対し、周知を図るとともにその参加の勧奨に努めること。</p> <p>④地域の実情や研修内容に応じて、一部通いの研修も対象として差し支えないこと。</p> <p>⑤いわゆる日帰りでの施設見学のみを実施するような研修は対象としない。</p> <p>⑥年度を通じて研修の実施がない場合は指定を取り消すこと。</p> <p>⑦研修に係る費用については、「子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)の運用について」(平成21年7月1日21文科初第6269号文部科学省初等中等教育局長通知及び雇児発0701第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業」(以下、「基金」と</p>	<p>(別紙2) 乳児院における小規模グループケア実施指針</p> <p>1. 設備等 (略)</p> <p>2. 人数 (略)</p> <p>3. 職員 (略)</p> <p>4. 留意事項</p> <p>小規模グループケア実施要綱別紙2の7の(2)「小規模なグループによるケアは、本体施設の敷地内の実施が望ましいが、職員間の連携が取れる範囲内であれば本体施設から離れた場所でも差し支えないもの」と規定しているが、これは、本体施設の職員ローテーションの中で実施が十分に可能であり、かつ、心理療法担当職員等が十分に子どものケアを行うことができる範囲内であること。</p>

新	旧
<p>いう。) を活用して差し支えないこと。ただし、基金の活用については、事業実施 期限までとすること。</p>	

新	旧
<p>(別紙3) 情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア実施指針</p> <p>1. 設備等 小規模なグループによるケアを行う場合には、入所している子どもの日常生活に必要な居室、台所、居間、食堂、浴室及び便所等の設備を有していること及び専用の出入口が望ましいこと。</p> <p>(2) 削除</p> <p>2. 人数 (略)</p> <p>3. 職員 (略)</p> <p>4. 留意事項 (1) (略) (2) (略)</p> <p>(3) <u>小規模グループケア実施要綱別紙4の9の(2)③「小規模グループケアに関する研修」は、以下の通りとすること。</u> <u>①研修の受け入れ施設は、おおむね3～4日程度以上で宿泊研修を含み、小規模グループケアに関する実践的な研修が実施できる体制が整っていること。</u> <u>②研修の実施に当たっては、都道府県、管内の研修受入施設等において、地域の実情等を勘案し、研修の受け入れ人数、研修期間、研修カリキュラム等を定め実施すること。その際、小規模グループケアに関する実践的な研修に加え、複数施設の職員を集めて行う事例研究を含む合同研修や都道府県等合同による広域研修等を含んでもよいこととする。</u> <u>③都道府県等は、研修の実施について、管内施設に対し、周知を図るとともにその参加の勧奨に努めること。</u> <u>④地域の実情や研修内容に応じて、一部通いの研修も対象として差し支えないこ</u></p>	<p>(別紙3) 情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア実施指針</p> <p>1. 設備等 (1) <u>小規模なグループによるケアを行う場合には、入所している子どもの日常生活に必要な居室、台所、居間、食堂、浴室及び便所等の設備を有していること及び専用の出入口が望ましいこと。</u></p> <p>(2) <u>(1)によりがたい場合(例えば、浴室がないなど)は、小規模グループの中で入所している子どもが相互交流できる場所を有する等設備上の工夫を行い、平成21年度までに、施設外でのケア又は施設の改修を行うことについての具体的な計画を提出するとともに、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)に申請し、指定された場合に実施できるものとする。</u></p> <p>2. 人数 (略)</p> <p>3. 職員 (略)</p> <p>4. 留意事項 (1) (略) (2) (略)</p>

新	旧
<p>と。</p> <p>⑤いわゆる日帰りでの施設見学のみを実施するような研修は対象としない。</p> <p>⑥年度を通じて研修の実施がない場合は指定を取り消すこと。</p> <p>⑦研修に係る費用については、「子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)の運用について」(平成21年7月1日21文科初第6269号文部科学省初等中等教育局長通知及び雇児発0701第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業」(以下、「基金」という。)を活用して差し支えないこと。ただし、基金の活用については、事業実施期限までとすること。</p> <p>(4) 被虐待児個別対応職員を配置している児童養護施設にあつては、施設全体の虐待を受けた子どものケアを行うことが本務であるので、小規模グループケアによるケアに偏ることのないように留意すること。</p>	<p>(3) 被虐待児個別対応職員を配置している児童養護施設にあつては、施設全体の虐待を受けた子どものケアを行うことが本務であるので、小規模グループケアによるケアに偏ることのないように留意すること。</p>

新	旧
<p>(別紙4) 児童自立支援施設における小規模グループケア実施指針</p> <p>1. 設備等 小規模なグループによるケアを行う場合には、入所している子どもの日常生活に必要な居室、台所、居間、食堂、浴室及び便所等の設備を有していること及び専用の出入口が望ましいこと。</p> <p>(2) 削除</p> <p>2. 人数 (略)</p> <p>3. 職員 (略)</p> <p>4. 留意事項 (1) (略) (2) (略)</p> <p>(3) <u>小規模グループケア実施要綱別紙4の9の(2)③「小規模グループケアに関する研修」は、以下の通りとすること。</u> <u>①研修の受け入れ施設は、おおむね3～4日程度以上で宿泊研修を含み、小規模グループケアに関する実践的な研修が実施できる体制が整っていること。</u> <u>②研修の実施に当たっては、都道府県、管内の研修受入施設等において、地域の実情等を勘案し、研修の受け入れ人数、研修期間、研修カリキュラム等を定め実施すること。その際、小規模グループケアに関する実践的な研修に加え、複数施設の職員を集めて行う事例研究を含む合同研修や都道府県等合同による広域研修等を含んでもよいこととする。</u> <u>③都道府県等は、研修の実施について、管内施設に対し、周知を図るとともにその参加の勧奨に努めること。</u> <u>④地域の実情や研修内容に応じて、一部通いの研修も対象として差し支えないこと。</u></p>	<p>(別紙4) 児童自立支援施設における小規模グループケア実施指針</p> <p>1. 設備等 (1) <u>小規模なグループによるケアを行う場合には、入所している子どもの日常生活に必要な居室、台所、居間、食堂、浴室及び便所等の設備を有していること及び専用の出入口が望ましいこと。</u> <u>(2) (1)によりがたい場合(例えば、浴室がないなど)は、小規模グループの中で入所している子どもが相互交流できる場所を有する等設備上の工夫を行い、平成21年度までに、施設外でのケア又は施設の改修を行うことについての具体的な計画を提出するとともに、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)に申請し、指定された場合に実施できるものとする。</u></p> <p>2. 人数 (略)</p> <p>3. 職員 (略)</p> <p>4. 留意事項 (1) (略) (2) (略)</p>

新	旧
<p>⑤いわゆる日帰りでの施設見学のみを実施するような研修は対象としない。</p> <p>⑥年度を通じて研修の実施がない場合は指定を取り消すこと。</p> <p>⑦研修に係る費用については、「子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)の運用について」(平成21年7月1日21文科初第6269号文部科学省初等中等教育局長通知及び雇児発0701第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業」(以下、「基金」という。)を活用して差し支えないこと。ただし、基金の活用については、事業実施期限までとすること。</p> <p>(4) 被虐待児個別対応職員を配置している児童養護施設にあつては、施設全体の虐待を受けた子どものケアを行うことが本務であるので、小規模グループケアによるケアに偏ることのないように留意すること。</p>	<p>(3) 被虐待児個別対応職員を配置している児童養護施設にあつては、施設全体の虐待を受けた子どものケアを行うことが本務であるので、小規模グループケアによるケアに偏ることのないように留意すること。</p>